

証券税制（平成23年度税制改正）の概要

平成23年7月

平成23年6月30日に、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」等が公布され、次の措置が講じられました。

- ① 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する10%軽減税率の特例の適用期限を**平成25年12月31日まで延長**する。
- ② 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の施行日を2年延期し、**平成26年1月1日からの適用**とする。
- ③ 次の特例の対象とならない大口株主等が支払を受ける配当等の要件について、その配当等の支払を受ける者が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合を**100分の3以上**（現行100分の5以上）**に引き下げる**。
 - (イ) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例
 - (ロ) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例
 - (ハ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税
- ④ **先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加える**。
 - 店頭デリバティブ取引の差金等決済
 - 店頭カバードワラントの行使若しくは放棄又は当該店頭カバードワラントの譲渡

(注) 上記(イ)及び(ロ)の改正は、平成23年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用し、
上記(ハ)の改正は、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用する。

(注) 上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる先物取引に係る差金等決済等について適用する。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association